



# 大船渡労働基準署 ニュース

第60号

令和5年  
1月

新春の候 大船渡労働基準監督署 署長 唐崎 勝

あけましておめでとうございます。月日の経つのは早いものであっという間に新年を迎えることとなりました。昨年はこのニュースを読まれている皆様方には大変お世話になりありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

皆様は既に取り組まれていると思いますが、現在、いわて年末年始無災害運動を今年31日まで展開中です。昨年は冬季が厳しい気象条件であったため、転倒災害が多発し災害発生件数が大幅に増加するという残念な結果となりました。これから厳冬期を迎えることもあり、積雪や路面凍結により転倒災害が発生しやすい時期となります。令和3年のデータでも転倒災害が最も多く令和4年でも同様に転倒災害が最も多い状況に変化はありません。転倒災害の発生を少なくすることで災害発生件数を減少させることができると考えられます。無災害運動期間中は転倒災害も含めて災害を発生させないという決意をして災害防止に取り組んでいただきたいと思います。

## 1. 12月～1月は『いわて年末年始無災害運動』が展開中です



### いわて年末年始無災害運動



あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害

実施期間：令和4年12月1日から令和5年1月31日

準備期間：令和4年11月1日から令和4年11月30日

詳細は、[岩手労働局ホームページ](#)をご覧ください。

## 2. 令和5年から始まる・変わる『労働関係ルール』

新しい年が始まりましたが、現時点で令和5年からスタートする労働関係のルールは次のとおりとなっています。準備・ご対応をお願いします。

- 月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ  
(大企業・中小企業を問わず一律「50%」となります。) [令和5年4月から]
- デジタルマネーによる賃金の支払いが解禁 [令和5年4月から]
- 育児休業の取得状況の公表が義務付け  
(対象：労働者数1000人超の事業場) [令和5年4月から]
- 新たな化学物質規制 [令和5年4月から、令和6年4月から]
- 作業を請け負わせる一人親方等に対する保護措置 [令和5年4月から]
- 工事開始前の事前調査・分析調査をする者の要件 (講習受講者等) [令和5年10月から]

詳細内容を知りたい場合には、厚生労働省ホームページでのご確認や労働基準監督署へお問い合わせください。

## 3. 新年を迎えたことにあたっての『安全の決意』

新年を迎えると、多くの人が新年の抱負を考えるとと思います。

岩手労働局では労働災害防止のために『安全決意宣言』という取り組みをしています。日本人は自分の考えを書き物に残すとそれを守ろうとする特徴があり、このことを利用した災害防止の取り組みです。取り組みは年度初めでも年初めでも構いませんが、ちょうどよい区切りの時期ですので、この機会にぜひ取り組んでみてください。

(全員の気持ちを掲示すると、全社一丸で災害防止に取り組む姿勢が見える化できます！)



↑様式 実施要綱↓



## 4. 労働災害の発生状況

### ◆ 令和4年11月末現在速報値 (大船渡特基監督管内)

【業種】別		発生数	前年同月比	前年同月比
製造業	49人	+	38人	
建設業	12人	-	8人	
運輸交通業	7人	-	2人	
林業	3人	-	4人	(-)
畜産水産業	7人	+	4人	
商業	5人	(+)	2人	(+)
通信業	2人	+	2人	
保健衛生業	40人	-	31人	
接客娯楽業	2人	+	2人	
その他業種	7人	+	1人	
合計	134人	(+)	66人	(-)

※この統計は休業4日以上のものに なります

### ◆ 新型コロナウイルス感染症対策について

今年の労働災害は11月末現在で134人となり、前年同期の2倍以上となっていますが、このうちの75人は新型コロナウイルスに係る労働災害となっています。とくに、社会福祉施設、病院、教育施設、製造業の寄宿舎などで多発しています。

これからの季節は感染症への感染の可能性が高まりますので、3密（密閉・密集・密接）の回避、手洗い・うがいの励行等の基本的な対策の徹底を改めて再確認しながら対策を進めていきましょう。

## 5. 好事例のご紹介！ ～振動障害防止対策～



仕事の中で振動工具を取り扱う場合には、振動による健康障害を受ける恐れがあり、特に林業においてはチェーンソーの取扱いに伴ってこの健康障害対策も考えなければいけません。

そのような中、大船渡市三陸町越喜来の及川林業株式会社さんでは、チェーンソーの前ハンドルにグリップテープを巻くという対応をしていました。このテープはスポーツ用品店で購入できる野球のバットなどに巻くようなものです。

同社の作業員の皆さんにも好評で、社長さんもぜひ他社でも真似すると良いと話していました。

## 6. 助成金のご案内

(令和4年12月19日に受付が開始され、令和5年1月27日までの非常に時短な制度ですが、ぜひご検討ください。)

令和4年度**団体経由産業保健活動推進助成金**は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が、傘下の中小企業等に対して健康経営を含む産業保健サービスを提供するために医師等と契約した場合、その活動費用の**80% (上限100万円)**の助成を受けることができます。



### 【対象となる産業保健サービス】

- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**
- ② 医師、保健師による**保健指導**
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応**
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**治療と仕事の両立支援**
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援**
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修、事業者と管理者向けの健康経営等の周知啓発**

### 【助成金支給の流れ】

1	実施計画提出	2023年1月27日まで
2	計画承認	
3	サービスを提供 (助成対象期間)	計画承認日から 2023年2月27日まで
4	助成金の申請	2023年3月8日まで
5	助成金の支給	2023年3月31日まで

## 7. 36協定を届けましょう

1月を起算日とする36協定を締結している事業所は多いと思います。1月1日から1年間を有効期間とする場合、36協定は監督署に届出をしてから有効になるので、早急に当署に届出いただく必要があります。**36協定の様式も変わりました。新様式では労使ともに押印は必要ありませんが、36協定届が協定書も兼ねる場合（届出書類のほかに協定書を別途作成する場合以外）は、労使で協定したことを明らかにするために、届出書類にも署名又は記名押印が必要となります**のでご注意ください。

## 8. 最低賃金の確認をお願いします

地域別最低賃金が**10月20日(木)**から**時間額854円**になっています。

岩手県最低賃金は、年齢や正社員、パート・アルバイト等を問わず、岩手県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、時間額854円以上の賃金を支払う必要があります。最低賃金額以上の支払いとなっているかどうか確認をお願いします。